

## 韓国

### 通商

#### FTA 締結により、EU 向け輸出増加

韓 EUFTA の発効が今年 7 月に予定されており、この発効により EU 市場における韓国製の自動車部品やテレビ、繊維製品のシェアが拡大する見通しである。

韓国貿易振興会 (KOTRA) の調査によると、ドイツやイタリアを中心とする欧州の大手バイヤー 26 社は、韓 EUFTA 発効後、韓国からの調達量を増加する計画である。

同調査によれば、EU 市場における自動車部品や建設機械、ワイヤレス通信機器などの韓国品のシェアは現在の 10% から 15% に拡大。そのうち自動車部品は、現状の 2.7% ~ 4.5% の輸入関税がゼロになるため、韓 EUFTA の最も大きな恩恵を受ける品目であり、韓国製のシェアは 8.45% から 10% に拡大すると推測している。世界最大の自動車部品企業である Bosch の購買担当者は、韓国からの部品購入率を現状の 5% から 10% に拡大すると語っている。この他にも、繊維、テレビ、ABS 樹脂も韓国製品のシェアを 5% 程度 ~ 15% 程度に拡大する見通しである。

## 中国

### 合繊原料

#### 東日本地震で CPL 安定調達が困難に

華鐘通信によると、大手ナイロンメーカー新会美達は、東日本大震災の影響によって、日本からのカプロラクタムの安定調達が困難になる見通しであることを明らかにした。同社は海外から調達するカプロラクタムのうち 25% を日本メーカーから調達しているという。

なお、中国のカプロラクタムの輸入は下表の通り。2010 年は前年比 5.0% 増の 63.1 万ト、そのうち日本からの輸入は 9.5 万トで全体の約 15% を占め、ロシアに次ぐ第 2 位の供給国となっている。

中国のカプロラクタム輸入

(1,000 ト%)

	2008	2009	2010	前年比
世界計	450	601	631	5.0
ロシア	60	116	123	6.4
日本	49	62	95	52.5
米国	84	70	75	7.2
ウクライナ	28	17	52	202.3
メキシコ	32	37	50	35.5
ベラルーシ	43	44	48	8.2

## パキスタン

### 合繊原料

### Lotte Pakistan、PTA を増強へ

パキスタンで唯一 PTA メーカーである Lotte Pakistan PTA Limited は、首都カラチの Bin Qasim 工業団地に有する同社工場に 4 億ドルを投じ、PTA の生産能力を現状の年産 50 万トンから年産 150 万トンに引き上げる計画である。

Lotte Pakistan PTA の PTA 販売先は、30%以上が PET 向けで、残りはポリエステル短繊維やその他向けである。同社の 2010 年純利益は、45 億 2,800 万ルピーで、前年比 27% 増である。

今回の 150 万トンへの設備増強は、パキスタン経済が金融危機の打撃を受け、資源・電力供給が悪化したことを機に計画されたもので、早くして 2011 年後期中に建設に着手する見通しである。

パキスタンでは、ポリエステル短繊維メーカーを中心に、毎年 10～15 万トンの PTA が輸入されている。政府は、7% の PTA の輸入関税を 3% に引き下げている。

パキスタンでは、Ibrahim Fibre がポリエステル短繊維の生産能力を現状の日産 650 トンから日産 1,250 トンに高める計画であり、これが実現した場合、パキスタンの PTA 不足は深刻化が予想されている。

Lotte Pakistan は、ICI Pakistan を前身としている。

## 米 国

### ス-パ-繊維

### 独禁法違反が問われる DuPont---アラミド繊維

バージニア州 Richmond の第 4 巡回控訴裁判所は、DuPont がパラ系アラミド繊維に関して独占禁止法(シャーマン法)に違反しているとして、韓国コーロンを敗訴とした一審を差し戻しとした。

コーロンはパラ系アラミド繊維に新規参入した際、Kevlar に関する企業秘密を不正に入手したとして、2009 年に DuPont によりバージニア州 Richmond 連邦地方裁判所に提訴されていた(海外速報 812 号/2009 年 2 月 10 日号参照)。これに対しコーロンは、DuPont は大口顧客に対しパラ系アラミド繊維の購入分の内 80%～100%を DuPont から購入する複数年契約を強要しているとして、独禁法違反の疑いで DuPont を提訴していた。

第 4 巡回控訴裁判では、昨年の一審判決が DuPont の米国での市場占有率を正しく考慮せずに、コーロンの申し立てを退けたのは誤りであるとの判断を下した。DuPont は十分な市場支配力を有し、その意味で独

占的であるといえるとしている。同裁判によると、米国内で購入されるパラ系アラミド繊維の70%以上をDuPontが販売している。なお、コーロンの原告適格についての判断は示されなかった。

DuPontの広報担当者は、控訴裁判所は差し戻しの判断を下したが、事実関係が判明すれば我々は勝利すると確信している、とコメントしている。

ちなみに、DuPont側の主張では、コーロンは2006年にDuPontを退職したエンジニア及び営業部長を雇い、不正に企業秘密を入手して、Aramid Fiber Systems LCCをバージニア州に設立し、DuPontの営業を妨げた。